

各士業の法人制度比較表

準拠法	税理士 (税理士法)	弁護士 (弁護士法)	公認会計士 (公認会計士法)	弁理士 (弁理士法)
法人の名称	税理士法人	弁護士法人	監査法人	特許業務法人
設 立	・登記 ・公証人による定款の 認証	・登記 ・公証人による定款の 認証	・登記 ・公証人による定款の 認証	・登記 ・公証人による定款の 認証
設立の届出	・設立の日から2週間 以内 ・登記簿本、定款の写 ・税理士会を經由して 日税連に(合併の場合 は、存続する税理士法 人又は合併により設立 した税理士法人が上記 の届出)	・設立の日から2週間 以内 ・登記簿本、定款の 写 ・所属弁護士会及び日 税連に(合併の場合 は、存続する弁護士法 人又は合併により設立 した弁護士法人が上記 の届出)	・設立の日から2週間 以内 ・登記簿本、定款 ・内閣総理大臣に(合 併の場合は、存続する 監査法人又は合併に より設立した監査法人 が上記の届出)	・設立の日から2週間 以内 ・登記簿本、定款 ・経済産業大臣に(合 併の場合は、存続する 特許業務法人又は合 併により設立した特許 業務法人が上記の届 出)
社員の資 格	税理士(欠格事由の規 定あり)	弁護士(欠格事由の規 定あり)	公認会計士(欠格事由 の規定あり)	弁理士(欠格事由の規 定あり)
社員の数	2人以上	1人以上	5人以上	2人以上
法人の代 表	会社法の準用(原則と して全社員が各自代表 するが、定款・総社員 の同意により代表社員 を定めることを妨げな い)	・原則として全社員が 各自代表するが、定 款・総社員の同意によ り代表社員を定めるこ とを妨げない ・指定事件につき、指 定社員のみが弁護士 法人を代表する	・原則として全社員が 各自代表するが、定 款・総社員の同意によ り代表社員を定めるこ とを妨げない ・指定証明につき、指 定社員のみが監査法 人を代表する	会社法の準用(原則と して全社員が各自代表 するが、定款・総社員 の同意により代表社員 を定めることを妨げな い)
支所の設 置	税理士法人事務所所 在地の税理士会員	弁護士法人事務所所 在地の弁護士会員	監査法人事務所所 在地の公認会計士会員	特許業務法人事務所 所在地の弁理士会員
社員の常 駐	社員の常駐義務あり	原則社員の常駐義務 あり	省令で社員常駐要件 あり	常駐要件なし
業務範囲	(1)税務代理 (2)税務書類の作成 (3)税務相談 (4)付随業務としての会 計業務 (5)その他財務省令で 定める業務 (6)税務訴訟における 補佐人	(1)訴訟事件 (2)不服申立事件に関 する行為 (3)その他一般の法律 事務 (4)弁理士及び税理士 の事務 (5)法務省令で定める 義務 (6)訴訟関係事務の受 託 (特定の事件について の業務制限あり)	(1)財務書類の監査・証 明 (2)財務書類の調製、財 務に関する調査・立 案、財務に関する相談 (3)会計士補又は会計 士補となる資格を有す る者に対する実務補修 (特定の事項について の業務制限あり)	(1)特許・実用新案等特 許庁における手続の代 理、異議申立等経済産 業大臣に対する手続き の代理、鑑定 (2)関税定率法に基づく 税関長への手続 (3)特許・特定不正競 争・著作物等の仲裁手 続 (4)知的財産取引の契 約の代理 (5)特許等の訴訟にお ける補佐人 (6)特許権等の特定侵 害訴訟業務 (特定の事件について の業務制限あり)

準拠法	税理士 (税理士法)	弁護士 (弁護士法)	公認会計士 (公認会計士法)	弁理士 (弁理士法)
定款の法定記載事項	(1)目的 (2)名称 (3)事務所の所在地 (4)社員の氏名及び住所 (5)社員の出資に関する事項 (6)業務の執行に関する事項	(1)目的 (2)名称 (3)法律事務所の所在地 (4)所属弁護士会 (5)社員の氏名、住所及び所属弁護士会 (6)社員の出資に関する事項 (7)業務の執行に関する事項	(1)目的 (2)名称 (3)事務所の所在地 (4)社員の氏名及び住所 (5)社員の出資に関する事項 (6)業務の執行に関する事項	(1)目的 (2)名称 (3)事務所の所在地 (4)社員の氏名及び住所 (5)社員の出資に関する事項 (6)業務の執行に関する事項
定款の変更	・変更事項を2週間以内 ・税理士会を經由して日税連に届出	・変更事項を2週間以内 ・所属弁護士会および日弁連に届出	・変更事項を2週間以内 ・内閣総理大臣に届出	・変更事項を2週間以内 ・経済産業大臣に提出
社員の業務執行の権限	社員に全て業務を執行する権利・義務	定款で定める場合を除き、全て業務を執行する権利・義務	社員に全て業務を執行する権利・義務	社員に全て業務を執行する権利・義務
業務の執行方法	・税理士が行う ・非税理士排除	・業務を担当する社員の指定ができる ・非弁護士排除	・監査・証明の業務は社員のみが執行 ・業務執行役員の自署・押印	・弁理士が行う ・非弁理士排除
社員の競業禁止	競業禁止規定あり ・他の税理士法人への加入の禁止	競業禁止規定あり ・他の弁護士法人への加入の禁止 ・他の社員の承諾を受ければ、個人として事件の受任可	競業禁止規定あり ・他の監査法人への加入禁止	禁止規定なし ・他の社員の承諾を受ければ、個人として弁理士業務可
計算書類の作成等	会社法準用で作成義務あり	会社法準用で作成義務あり	・会計年度経過後2月以内 ・内閣総理大臣への提出義務	会社法準用で作成義務あり
法定脱退理由	(1)税理士の登録抹消 (2)定款に定める事由の発生 (3)総社員の同意 (4)除名	(1)定款に定める理由の発生 (2)総社員の同意 (3)死亡 (4)欠格事由となったとき(禁錮以上の刑、懲戒処分による除名、成年被後見人・被保佐人、破産者) (5)登録取り消しの請求 (6)2年以内の業務停止、退去命令、除名、登録取消 (7)商法第86条第1項による除名	(1)定款に定める理由の発生 (2)総社員の同意 (3)他の監査法人との合併 (4)除名	(1)弁理士の登録の抹消 (2)定款に定める理由の発生 (3)総社員の同意 (4)除名

準拠法	税理士 (税理士法)	弁護士 (弁護士法)	公認会計士 (公認会計士法)	弁理士 (弁理士法)
法定解散 に理由	(1)定款に定める理由 の発生 (2)総社員の同意 (3)他の税理士との合 併 (4)破産 (5)解散を命じる裁判 (6)財務大臣の解散命 令 (7)社員が1人となり6 月を経過したとき	(1)定款に定める理由 の発生 (2)総社員の同意 (3)他の弁護士法人と の合併 (4)破産 (5)解散を命じる裁判 (6)懲戒処分による除 名 (7)社員の欠乏(相続 人の同意を得て新たに 社員を加入させて弁護 士法人を継続可)	(1)定款に定める理由 の発生 (2)総社員の同意 (3)他の監査法人との 合併 (4)破産 (5)解散を命じる裁判 (6)内閣総理大臣の解 散命令 (7)社員が4名以下とな り6月を経過したとき	(1)定款に定める理由 の発生 (2)総社員の同意 (3)他の特許業務法人 との合併 (4)破産 (5)解散を命じる裁判 (6)経済産業大臣の解 散命令 (7)社員が1人となり6 月を経過したとき
法人の合 併	総社員の合意(設立の 届出参照)	総社員の同意(設立の 届出参照)	総社員の同意(設立の 届出参照)	総社員の同意(設立の 届出参照)
対外的責 任	無限連帯責任	連帯無限責任(特定事 件の指定社員のみ 無限連帯責任あり)	連帯無限責任(指定証 明の指定社員のみ 無限連帯責任あり)	無限連帯責任
資格者団 体への入 会	当然入会、解散により 退会	当然入会、精算結了等 により退会 加入団体は弁護士会 及び日弁連	当然入会、解散により 退会	当然入会、解散により 退会
懲戒処分	・税理士法人の処分 (1)戒告 (2)1年以内の業務停 止 (3)解散 ・社員である税理士も 併せて処分できる	・弁護士法人に対する 懲戒 (1)戒告 (2)2年以内の業務停 止 (3)退会命令 (4)除名 ・2年以内の法律事務 所の業務のみの停止 を行うことができる ・懲戒に伴う法律事務 所の移転の禁止	・監査法人の処分 (1)戒告 (2)2年以内の業務の 全部又は一部停止 (3)解散 ・社員である公認会計 士も併せて処分できる	・特許業務法人の処分 (1)戒告 (2)2年以内の業務の 全部又は一部停止 (3)解散 ・社員である弁理士も 併せて処分できる
職業賠償 責任保険 への加入 義務	任意	任意	任意	任意

司法書士は司法書士連合会会則及び単位会の会則に基づき、各単位会ごとに所属する司法書士全員が賠償責任保険に加入している。